

奈良県選挙管理委員会告示第百二十二号

令和五年四月九日執行の奈良県議会議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、候補者一人につき、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

奈良市・山辺郡選挙区	金六、一八二、七〇〇円
大和高田市選挙区	金六、一七五、四〇〇円
大和郡山市選挙区	金五、八八八、〇〇〇円
天理市選挙区	金六、〇三九、三〇〇円
橿原市・高市郡選挙区	金六、二一六、八〇〇円
桜井市選挙区	金五、八五八、二〇〇円
五條市選挙区	金五、九四四、八〇〇円
御所市選挙区	金五、六七六、〇〇〇円
生駒市選挙区	金五、九二五、九〇〇円
香芝市選挙区	金六、五六六、二〇〇円
葛城市選挙区	金六、四四〇、三〇〇円
宇陀市・宇陀郡選挙区	金六、一六一、三〇〇円
生駒郡選挙区	金六、五八四、六〇〇円
磯城郡選挙区	金五、五四一、六〇〇円
北葛城郡選挙区	金六、一七八、五〇〇円
吉野郡選挙区	金五、二五九、〇〇〇円